

令和 2 年  
第 2 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

## 令和 2 年第 2 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 2 年 2 月 2 5 日（火）午後 3 時

会場 2 1 0 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - ( 1 ) 事務報告
  - ( 2 ) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
  - ( 3 ) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第 1 号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
  - 議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和2年第2回立川市農業委員会総会

令和2年2月25日（火）

立川市役所210会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	粕谷秀夫君	10番	原島和也君
2番	鈴木豊君	11番	岩田安雄君
3番	金子波留之君	12番	粕谷久敬君
4番	内野英樹君	13番	長泉芳雄君
5番	鈴木和昌君	14番	清水一幸君
6番	小峰喜昭君	15番	藤野浩司君
7番	山下明君	16番	馬場宏君
8番	島田加美君	17番	梅田守男君
9番	横幕玲子君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 定刻になりました。改めまして、こんにちは。

先だつての農業委員会・農業者大会が無事に開催できましたことを厚く御礼を申し上げます。全ての議案が可決され、東京都また国への要望、農業委員会の活動につきまして、これから皆様方にいろいろとまた御尽力を願うことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、今、全国また全世界で新型コロナウイルスで大変な問題が起きておりまして、いろいろな催し物だとか観光だとか、それから祭事を自粛するようにとありますけれども、こういう目に見えないものですから、どこでどういうふうになるかわからないので、個々に十分に気をつけていただくようお願いしたいと思います。

また、先だつて、2月7日には農業委員会委員の改選に伴いまして、JAの支部長さんにお集まりいただきまして、また事務局と私と鈴木職務代理が出席をいたしまして、事務局のほうから説明会をさせていただきました。その中で何点か質問もありましたけれども、どうにか御理解をいただきまして、各支部でいろいろな御説明があったかと思っております。7月19日までが任期でございますので、それまでの残された期間を、農業委員会また農家のために、ぜひとも一生懸命頑張っていたきたいと思います。

また、2月4日には北多摩地区農業委員会連合会の顕彰授与式を「アイム」で行いまして、17市が参加されまして、表彰式が行われましたことを御報告させていただきます。

そんなことで、これからもいろいろ行事がございますけれども、御参加、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和2年2月、第2回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立してお

ります。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名ですが、8番の島田委員と9番の横幕委員の御両名をお願いいたします。

それでは、報告事項であります。 (1) 事務報告、 (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出が今回は4件出ております。 (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出が今回は2件でございますので、一括して事務局から御報告をお願いいたします。局長。

局長 それでは、私のほうから御報告をさせていただきます。

まず初めに、報告事項 (1) 事務報告でございます。お手元の資料、縦長の「事務報告」をご覧ください。

2月7日(金)、立川市農業委員会委員等の選出に関する説明会。

2月10日(月)、第24期農業委員、農地利用最適化推進委員公募の記事を広報たちかわ、市ホームページに掲載。

2月14日(金)、現地調査。

2月20日(木)、第61回農業委員会・農業者大会。表彰式兼祝賀会。

2月25日(火)、令和2年第2回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

2月26日以降の予定でございます。

3月16日(月)、現地調査。

3月25日(水)、令和2年第3回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

(1) 事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告ござい

ます。お手元の横長の「第2回立川市農業委員会総会報告」をご覧ください。

まず、報告事項(2)といたしまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出4件について、順次御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は西砂町6丁目の4筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積の合計は606.17㎡。転用目的は住宅・駐車場用地でございます。

2件目、農地の所在は西砂町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積の合計は1,601㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

3件目、農地の所在は砂川町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が山林、現況は畑。面積は154㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は砂川町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は111㎡。転用目的は住宅用地でございます。

各々、周辺略図を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出2件について御報告をいたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は幸町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は139㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は西砂町6丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況が、畑のもの1筆、雑種地のもの2筆。面積の合計は2,304㎡。転用目的は住宅用地でございます。

ます。

各々、周辺略図をあわせて御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 　ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

私のほうから。報告事項（３）の番号２、これは大変面積が多いようですけれども、住宅用地、木造２階建てですが、ここを調査された方はどなたですか。

１２番 　今、建物は運送会社に貸していまして、駐車場になる。あとは自宅用地のようです。

議長 　現在、全部駐車場になっているんですか。

１２番 　もうなっています。工事は終わっているみたいです。

議長 　真ん中は道がこうなっていますけれども、この先は何ですか、畑になっているんですか。

１２番 　はい、畑です。地図の北側の部分は畑です。今ここに書いてある会社ではない、別の運送会社さんが入っているみたいなんです。

議長 　これで先の畑へ行けるんですか。

１２番 　自宅のほうから行けるみたいです。

議長 　この部分だけは全部駐車場になっていたわけですか。

１２番 　略図１のほうの部分が最初は駐車場になっていまして、その後、後ろへ拡張した形です。

議長 　わかりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 　質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第１号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は多くて１１件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 　引続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いた

します。

現地調査を2月14日、申請者の立ち会いのもとに、鈴木会長職務代理、金子委員、原島委員、梅田委員、山下委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は11件でございます。

議案第1号の1番から11番まで、それぞれの農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

それでは、番号に沿って御説明いたします。

議案第1号の1、特例農地については、若葉町2丁目の1筆、若葉町3丁目の3筆となります。

略図1をご覧ください。略図1-1は自宅に隣接する農地で、育苗用ハウスのほか、シラカシ、ハナミズキ、モミジ、シダレザクラ、ソヨゴ、ヤマモモなど多品目の植木が植え付けられておりました。北側の広大な土地も特例農地ですが、被相続人が異なるため、今回の対象農地ではありません。なお、自宅の東側、倉庫のある部分は特例農地から除外されております。

略図1-2をご覧ください。略図1-2は五日市街道の南側に位置する農地で、略図1-1とほぼ同様の植木が生産されておりました。

生産物は植木卸売業者へ出荷を行っているとのことでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子どもでございます。

議案第1号の2、特例農地については、若葉町1丁目の1筆、若葉町3丁目の2筆、若葉町4丁目の1筆となります。

略図2をご覧ください。略図2-1は五日市街道を越えて自宅の南側に位置する農地で、体験型農園として提供している農地ではありますが、シーズンを終えたため、きれいに耕うん、整地されておりました。

略図2-2は自宅の北側に隣接する広大な農地で、育苗

用ハウスのほか、カキ、クリなどが植え付けられ、トウモロコシ、サツマイモ、ジャガイモなどの収穫を終え、整地されておりました。

略図 2 - 3 は、さらに北にある農地で、耕うん、整地されており、春には葉物野菜を植え付ける予定とのことでした。

生産物は、庭先販売、注文販売などを行っているとのことでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第 1 号の 3、特例農地については幸町 6 丁目の 2 筆となります。

略図 3 をご覧ください。略図 3 は玉川上水南側に隣接する南北に長い農地で、シラカシ、ソヨゴ、アセビ、ヤマボウシ、サルスベリ、モミジなど多品目の植木が整然と植え付けられておりました。

生産物は、植木卸売業者へ出荷を行っているとのことでございます。

肥培管理は良好で、農業従事者は、申請者本人と息子さん夫婦でございます。

今後も引き続き農業経営を継続していくことを確認してございます。

議案第 1 号の 4、特例農地については柏町 2 丁目の 5 筆となります。

略図 4 をご覧ください。略図 4 は自宅の南側に隣接する農地で、ブドウ栽培用のハウス 1 棟の一部がかかり、ほかにミカン、キンカン、レモンが栽培されておりました。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子ども夫婦でございます。

議案第 1 号の 5、特例農地については柏町 1 丁目の 1 筆と

なります。

略図 5 をご覧ください。略図 5 は、すずかけ通り南に位置する農地で、育苗用ハウス 1 棟のほか、トウモロコシ、ナス、ピーマンなどの作付けに向け、整地されておりました。

出荷先等は、主にみの一れ立川とのことでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

議案第 1 号の 6、特例農地については、砂川町 6 丁目の 1 筆、砂川町 2 丁目の 1 筆となります。

略図 6 をご覧ください。略図 6 - 1 は砂川浄水所西側、西武拝島線の南に隣接する農地で、タマネギ、コマツナ、シュンギクなどが作付けされておりました。

略図 6 - 2 は、お寺の墓地の南に位置する農地で、ブロッコリー、サトイモなどが収穫され、自家消費用としてダイコンが作付けされておりました。

生産物は、みの一れ立川へのお荷のほか、自宅直売所での販売も行っているとのことでした。

肥培管理は良好で、農業従事者は、申請者本人夫婦と子どもでございます。

議案第 1 号の 7、特例農地については砂川町 3 丁目の 2 筆となります。

略図 7 をご覧ください。略図 7 は自宅の北に位置する農地で、ハナミズキ、シラカシなどが植え付けされておりました。また、自家消費用として少量の野菜が作付けされておりました。

植木生産物は、植木卸売業者に出荷しているとのことでございます。

肥培管理はあまり好ましい状態ではありませんが、4 月に会社勤めを辞め、農業に専念するとのことでした。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第1号の8、特例農地については、砂川町2丁目の1筆、砂川町3丁目の2筆となります。

略図8をご覧ください。略図8-1は自宅の北に位置する農地で、主にカキが栽培されておりました。

略図8-2をご覧ください。略図8-2は国営昭和記念公園の北側に位置する農地で、全面ブルーベリーが栽培されておりました。

生産物は、みの一れ立川に出荷しているほか、ブルーベリーについては、もぎ取り販売も行っているとのことでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

議案第1号の9、特例農地については、砂川町8丁目の3筆、上砂町4丁目の1筆となります。

略図9をご覧ください。略図9-1は西武拝島線の北側に位置する農地で、西側の農地にはハナミズキ、オリーブ、ウメ、カキ、リンゴなどが植え付けられ、東側の農地にはヤマボウシ、ハナミズキ、モモが植え付けられておりました。

前回、調査の際、見受けられたカシの根株は、きれいに取り除かれておりました。

略図9-2は自宅の南側に隣接する農地で、自家消費用の野菜やコブシ、シャクヤク、レンギョウなどの花卉が植え付けられておりました。なお、農地北側と西側の一部が特例農地から除外されており、その境界を確認いたしました。

植木生産物は、造園業者に出荷しているとのことでございます。

農業従事者は、申請者本人夫婦と息子さんでございます。

議案第1号の10、特例農地については、上砂町4丁目の3筆と上砂町5丁目の2筆となります。

略図10をご覧ください。略図10-1は自宅の北側に接し、玉川上水の南に接する南北に長い農地で、ヨーロッパパゴールドなどコニファー類やツバキ、シャクナゲが植え付けられておりました。

略図10-2は西武拝島線の北側に位置する農地で、コニファー類のほか、ヤマボウシ、コナラなどが植え付けられておりました。

生産物は、業者間取引等でございます。

肥培管理は良好で、農業従事者は、申請者本人と息子さん夫婦でございます。

議案第1号の11、特例農地については上砂町5丁目の1筆となります。

略図11をご覧ください。略図11は武蔵砂川駅前広場から北側を示したものです。駅前広場の整備に伴い現状は、道路は北側に大きく蛇行し、図の駐車場等は道路用地となっております。

この案件は先月の総会で議案として諮るべきところ、事前の現地調査において、肥培管理が不十分として、1カ月の猶予期間を設け、耕うんをお願いしたものです。今回、現地調査を行った結果、耕うん、整地していることを確認してございます。なお、境界については、一部、隣地の所有者と調整する必要があるようです。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

議案第1号については以上でございます。

議長 調査を担当された委員から、順次補足説明をお願いいたします。補足説明、番号1・2・3を一括して鈴木職務代理、番号4・5を原島委員、番号6・7・8を梅田委員、番号9・10・11を山下委員の順にいきたいと思っております。

それでは、番号1・2・3を鈴木職務代理、お願いいたします。

2番 まず番号1です。この方は、申請者夫婦と子ども2人で植木の生産をしておりまして、非常に広い面積の植木畑を管理

しております。肥培管理も非常に良好でございました。それと境界石のほうも確認をさせていただきました。

その中で1点、略図1-2のところに植木の切り株が積んであったので、そちらのほうを早めに撤去してくださいというようお願いをしておきました。

番号1については以上でございます。

続きまして番号2です。こちらの方は、事務局が言われたように体験型農園と、あと野菜生産をしております。ちょうどこれから春に向けて作付けの準備ということで、作付けのほうはされてなかった状態でございます。また春に向けて、ダイコン、トウモロコシなどを作付けする予定だということでございます。

その中で1点指導をしたのは、略図2-2のところに、やはりこの方も植木の枝などを野積みしておりましたので、こちらの方もなくべる早めに撤去してくださいということをお願いをしておきました。あと境界石についても確認しましたので、問題はないかと思えます。

続きまして番号3です。こちらの方は植木を生産されている方でございます。非常にきれいに管理もされておまして、境界石のほうも全て確認をさせていただきました。

1点、ちょっと植木が植わっていない部分もあったんですが、この方が言うには、出荷で土をとられてしまうので、今、赤土が出るのを待っているところだということで、その部分については、今はまだ作付けができない状態だということでございました。

そういうことで、番号3についても問題はないかと思えます。

以上でございます。

議長 続きまして、番号4・5を原島委員、お願いします。

10番 番号4の方なんですけれども、自宅前の畑につきまして、4カ所の境界の石は確認できました。3年ぐらい前にミカン

等の果樹が植え付けてありましたが、台風で被害を受けて、被害の状態だったということなので、今後また果樹の苗木を定植するとのことでした。ハウスの中のほうは野菜の苗等をつくるとのことでしたので、特に問題はないと思います。

番号5の方は、やはり4カ所の境界の石は確認できました。ハウス1棟がありまして、全て耕うんしてあり、作付け予定とのことでした。野菜の品目は、ナス、キュウリ、トウモロコシ、トマト等とのことでした。出荷先はみの一れ立川ということでした。特に問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、番号6・7・8を梅田委員、お願いします。

17番 番号6の方は、みの一れ立川へ出荷と、あと自宅の北側に自販機を設置しまして、そこで野菜を売っている方なんです。まず略図6-1の畑は、コマツナ、キャベツ、そのほかいろいろつくってあったんですが、鳥に突つかれてしまって、ひどい状態だったので、かわいそうな気がします。境界は問題なかったと思います。

また略図6-2は、お寺の南側に位置する畑なんです。真ん中から左側にはサトイモが植え付けられてありまして、右側のほうはブロッコリー、ダイコン、その他の自家消費で食べられるようなものが栽培されてありました。境界は、みんな隣接するところは家なので、ブロック等で確認できたので、問題ないと思います。

それから番号7、この方は自宅の北側にある畑でして、事務局で説明していただいたように、シラカシ、ハナミズキ等がありました。上の畑と下畑の間に若干の隙間があるんですけども、ここは昔、田んぼがありまして、そこに流れ込む玉川上水からの用水があった跡地ということで、ちょっと切れた形になっております。

次の番号8、この方はミカン、カキ等を生産する果樹屋さんなんです。特に入り組んだ形になってはいますけれども、

若干石が確認できなかった部分もありますが、問題なかったと思います。

あと略図 8 - 2、これは全面にブルーベリーが植え付けてありまして、斜線を引いた部分にもブルーベリーが植わっているわけなんです、自動販売機がありまして、それはこちらの部分に入っていないということだったんです。ですので、問題はなかったと思います。

以上です。

議長 続きます、番号 9・10・11 を山下委員、お願いします。

7 番 番号 9 の方なんです、申請人夫婦、その息子さんと 3 人で行っております。

略図 9 - 1 については、先ほど説明があったとおり、ハナミズキ、オリーブ、ウメ、リンゴ、カキと、果樹系の苗が多く植えられておりました。略図 9 - 1 の下のほうにはヤマボウシ、またモモの苗木のほうに植えられておりました。肥培管理は良好でありましたけれども、境界が、垣根に土が大分積もっておりまして、確認できないところがありましたが、道路との境界ということで、間違いなく石が入っているところ、確認はしませんでした、ほぼ間違いのないと思っております。

また、略図 9 - 2 においては、自宅の前の畑ということで、こちら肥培管理のほうは良好でございました。境界のほうは確認しております。

続きます番号 10 の方なんです、申請人と息子さん夫婦で行っております。コニファー類を中心とした植木を栽培しております、略図 10 - 1 におきましては、間が空いておりますけれども、これは水路の跡地ということで、この境界も確認しております。

そして、略図 10 - 2 におきましては、肥培管理は良好でありまして、境界杭も全て入っております。

植木を抜栽した、まだ根っこが残っている状態の切り株が幾つかありましたので、それは抜いていただくようお願いしておきました。

続きまして、番号11の方におきましては、駅前のところで、新しい道路を入ったところで袋地になっておりまして、耕うんがしばらくできなかつたということでした。なぜできなかったかといいますと、申請者の息子さんが病気で仕事ができない。弟さんは群馬県のほうに行っている。妹さんは近くにおりますけれども、そういった仕事ができないということでした。しかも、全部入り口を蓋をされてしまったという勘違いをして、1年間放置してしまつたんですけれども、ちゃんと入り口がついておりまして、その入り口を確認して耕うんしてくれというお願いをして、二度ほど耕うんをしていただきました。

そんなところで、ちょうど略図11でL字になっているんですけれども、L字の中心の部分が、そのまた隣の方との境が2mぐらい意見がずれているということで、申請したときにはプラスチック杭が入っていたというんですけれども、どうもそれが違うというところで、次回ときにはちゃんと測量をしていただいて、お互いの境界を確認して、杭を埋めていただくようお願いをいたしまして、今回の確認とさせていただきました。

以上でございます。

議長 番号11につきましては、鈴木職務代理も同行していますので、もう一度補足していただきたいと思つたので、よろしくお願ひします。

2番 この方は1月の総会に報告する予定だったんですが、今、山下委員が話したように、耕うんをされていない状態ということで、1月のときには見送りということと。入り口が塞がれていたという話でしたので、行ってみたら、ロープがほどこけて、入れる状態だったということで、耕うんもされて、き

れいになっておりました。

ただ、一言言っておきますと、ただ耕うんだけでは駄目ですよということで、今後は何か作付けをしてくださいということでお願いだけはしておきましたので、わかりましたという返事はいただきました。

あと、先ほど言われた境界が未確定ということで、今、山下委員が言ったように、次回るときまでには、それより早めに急いでいただけるということでございました。

そういうことで、以上になります。

議長 ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。内野委員。

4 番 今おっしゃった番号 1 1 の方ですけれども、次回ということは 3 年後ということですか。

7 番 もちろん次の 3 年後までには確定をしてくださいということでお願いしております。いずれにしても、申請者がもう 80 代中ごろなので、また相続でやらなければいけないので、今度はタイミングよくやってくれということでお願いしてあります。

4 番 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

それでは、私のほうから。先ほど次長のほうから説明があった中で、肥培管理があまりよくなかったというのは何番でしたか、番号 7 ですか、これはどんな状態であまりよくなかったのかね。

1 7 番 私、そんなことを言いましたか。

議長 いやいや、次長の報告がありました中です。

1 7 番 事務局が言われたような、根っこがまだそのままにしてあったとか、アパートの北側、この辺にシノなどが出ておりまして、その辺はちょっとよくないかなというところだと思います。

議長 それは片付けるようにとか、注意していただいたんですか。

17番 はい、そうですね。今までお母さんと娘さんが主に畑仕事をしておりまして、この方はまだ勤めている状態なんですけれども、その勤めの時期も3月いっぱいでおしまいになるみたいで、この方が本格的に畑仕事ができるということで、それ以降はきれいになると思います。

議長 それからもう1点、番号11、私も前に調査させてもらって、今回、1カ月延びたわけなんですけれども、これは前にトラクターが入らないということでした。トラロープがずうっと引いてあったんですけども、入れないということで、それを切るわけにいかないということだったんですが、よく見たら外れるようになっていきます。だから、それは駅を背にして右側のところですね。

7番 そうですね。

議長 右側のところにトラロープがずっと引いてありましたですよ。それで5mぐらいずっと奥にロープが入っていて、その先も通れるようになっていたんですね。隣の方と平和的に話し合ってくださいと1カ月前に言っておいたんです。ここが通れるようになって、ここから入ったわけですよ。

7番 そうですね。

議長 あと左のほうなんですけど、ここは大きな広い道路になっておりまして、少し残ってしまっているんですよ。

7番 そこにまた少しあります。

議長 そこをまたぐわけにいかなくて。

7番 本来は自分のうちの木なら切っていいと思うんですけども、その辺の整理をしようと思って、畑の境の木を自分のうちのだと思って切ったら、それはうちのですと言われて、問題が起きたというところなんですよね。

議長 本来、猶予制度を受けているけれども、2回目だったかな、たしか確認はしていたと思うんですよ。

7番 税理士さんということで、再度確認して、税理士さんを通して立ち会いをして進めてくれと言ってあるんですけども。

議長 図面があるわけですね。

7番 あるはずですね。

議長 それでないと面積が出ないから確定できないですね。

7番 立ち会い者が次男の方だったので、把握しているのは申請者と長男さんなのかなと思うんです。

議長 この方の北側が国有地か何かになっているんですね。

7番 そこが草ぼうぼうなんです。

議長 どうしても駅を背にして右側から入れるようにしないと入れませんので、ぜひ隣の方と仲良くやってくださいと言っておいたんです。これは近くの方だったんですね。

7番 隣の隣の方なので。

議長 そこを確認しましたから、あとは境の問題だけですね。あと木とね。

7番 そうだと思います。

議長 境がはっきりすれば、この木がわかるわけですね。

7番 そうなんです。

議長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

もう1点、職務代理、これを見てもらって、作付けをやるように約束したんですか。

2番 口頭では話して、わかりましたとは言ったんですけれども、何を植えるとか、そういう細かいことは聞いていません。

議長 何せ1月に見たときは雑草とあれだったんですよ。だから、これでは駄目だということで1カ月延びたんですけれども、今は耕うんされているからいいけれども、あのままだと草がまた伸びてしまいますものね。

ほかにありますか。梅田委員。

17番 自分は、今、JAのほうの農業相談員というのをやっております、相談を受けたんですけれども、こういう利害関係に絡むことは農業委員としては言うべきではないですね、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいと。結局は利害が

絡んでくることではないですか。結局この人は、誰かのところの手をかりなかつたら入っていけないんだから。ここは、だって袋地なんでしょう。

議長 どこですか。

17番 番号11の話です。

議長 農業委員会としては身分証明書がありますよね。

17番 違います。近隣とはどんなふうにしたらいいとか、アルバイトを求めてきたとしても、そんなことはうっかり言うことではないですよ。

議長 あまりね。

17番 そうでしょう。

議長 もしそこのところで質問とか言われた場合には、そこでは即答できませんから、事務局のほうと相談してみてくださいというようなことを言われてもいいと思うんですよ。

17番 事務局に振っていいんですね。

議長 はい。

17番 わかりました。

議長 それでないと、お互いに困るわけですよ。よろしいですか。

17番 はい。

議長 ほかにございますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、今回は1件を議題に呈します。事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につき

まして御報告いたします。

今回は1件でございます。

議案第2号の1、土地の表示は上砂町3丁目の1筆。面積が1,260㎡。申し出事由は死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、番号1、山下委員、お願いします。

7番 こちらの方は、申請者と息子さんと畑のほうをやっております。肥培管理、境界、全て確認しました。また、申請者の方は病気がちでありましたが、畑のほうで仕事もやっております。まして、近年は従事していることが多かったと思います。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他で事務局のほうで何かございますか

次長 特にございません。

議長 それでは、冒頭に言えばよかったんですけども、今日は都市計画課から特定生産緑地の申請状況などについての説明をいただきますので、ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。この時計で4時に再開をしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。また、この件につきまして質問していただきますので、よろしくお願いいたします。

全体を通して質問がございますか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、総会を終了したいと思います。

次回の総会は3月25日、午後2時からですので、お間違いのないようお願いいたします。208・209会議室となっておりますので、よろしくようお願いいたします。

本日は慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

午後3時48分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員